

紀の国森づくり基金活用事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する事業（以下「紀の国森づくり基金活用事業」という。）を実施するに際し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2 紀の国森づくり基金活用事業は、紀の国森づくり基金条例（平成17年条例第139号）第1条に規定する目的を達成するために県が実施する事業とし、事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

目 的 (取 組)	内 容
1 次代へつなぐ森林づくり	
(1) 貴重な森林の保全	貴重な森林生態系を持つ森林及び景観上重要な森林の公的管理
(2) 環境林の整備	
ア 広葉樹林化の推進	生育の悪いスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化
イ 花粉の少ない森づくり	花粉の少ない森づくりのための母樹園等の整備
ウ 里山の整備	放置竹林の整備や森林病虫害のまん延防止等による里山づくり
2 森林を守り育てる意識の醸成	
(1) 森林環境教育の推進	小中学校等の児童生徒や県民を対象とした森林教育や林業体験の実施等
(2) 県民参加の森づくり	県民参加型による地域の特性に応じた森づくり、普及啓発イベントの開催やPR冊子作成及び配布等

	(3) 木材利用の推進	木材利用のPR効果が高い、県や市町村の施設における木材利用の推進や森林利活用に関する調査研究等
--	-------------	---

(事業主体)

第3 事業主体は、県、市町村及び県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体等とする。

(事業実施場所)

第4 森林整備等の事業のうち、ハード事業については、以下に掲げるいずれかの場所(過去に他の公金を使って森林整備に関する事業を実施した場所であって、当該事業の実施から5年以上経過していない場所を除く。)で実施するものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画対象森林(以下「5条森林」という。)及び5条森林に編入することができる森林
- (2) 森林公園又はこれに類する場所
- (3) 竹林対策が必要な場所
- (4) 病虫害防除等の事業にあつては上記場所に影響を与える周辺森林

2 事業実施場所が、森林法、自然公園法(昭和32年法律第161号)、砂防法(明治30年法律第29号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)その他の法令等の規制に係るものである場合には、事業主体において必要な手続をとるものとする。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、紀の国森づくり基金活用事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行し、平成20年度に実施する事業から適

用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成21年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行し、平成21年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行し、平成25年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行し、平成28年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に実施する事業から適用する。